

# 11月1日から道路交通法が改正されました

「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の自転車事故の増加に伴い自転車運転に関する交通法が改正されたのはご存じですか？

「ながらスマホ」自転車運転している時に、停止せずにスマホで通話したり、画面を注視したりすること。「通話」は、携帯電話を手を持って通話すること。手に持たずに「ハンズフリー」の形で通話する場合は該当しませんが、イヤホンなどで周りの音が聞こえない状態で自転車を運転する行為は別の規定で禁止。「画面の注視」は、2秒以上見続けることが目安。メールや動画を見ることはもちろん、地図アプリを操作しながら運転する行為も該当。

「酒気帯び運転」アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある「酒酔い運転」には罰則がありませんでしたが、罰則の対象外だった「酒気帯び運転」についても、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることになりました。

**まごひち瓦版**

ライフスタイルに関する情報をもっと知りたい  
貴方にお届けする地元企業発行のかわら版です

	～10月31日 報道府県の 公安委員会規則	11月1日～ 手に持って「通話」 「画面の注視」 事故など 危険生じさせた場合
<b>懲役</b>	なし	6か月以下 1年以下
<b>罰金</b>	5万円以下	10万円以下 30万円以下

罰則の対象となるのは自転車に乗る人のほか、「酒気帯び運転」をするおそれのある人に酒を提供した人は2年以下の懲役または30万円以下の罰金。自転車を提供した人は3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

携帯電話を使用しながら自転車を運転して事故を起こすなどの危険を生じさせた場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金。危険を生じさせなくても携帯電話を手に持ちながら通話や画面を注視した場合、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が科されます。



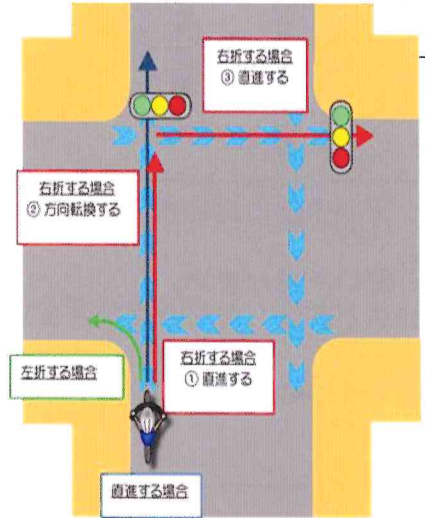
警察庁によりまずと、自転車関係する人身事故は2024年9月末までに全国で49044件発生。このうち自転車の「ながら運転」による事故は126件とのことです。2022年は1555件、2023年は1977件と、増加傾向にありますので、今年度中にまだ増えるかもしれません。自転車は幼児からお年寄りまで免許なしで乗れる、身近な交通手段ですが、ルールを守らなかつたり、ちよつと油断したりすると、凶器になってしまいます。自転車での「ながら運転」について、専門家は「歩行者や車に衝突する危険性が非常に高まり、自身が被害者にも加害者にもなるおそれがある」と警鐘を鳴らしています。

※ 令和2年4月1日より、奈良県では奈良県自転車条例のもと自転車保険への加入が義務化されています。

知っておくべき交通標識

※ 自転車は車両  
降りて押せば歩行者扱い

- 1 自転車安全五原則  
車道が原則。左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。
- 3 夜間はライトを点灯。
- 4 飲酒運転は禁止。
- 5 ヘルメットを着用



自転車ナビライン  
自転車及び歩行者専用道路  
分及び方向

並進可  
2列まで可能

普通自転車専用通行帯  
矢印の方向にしか進めません

歩行者専用道路  
13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときは例外

車専用道路  
注意…スマホのナビ設定が「車」だと車専用道路もルート案内されます

徐行して通行しなければならぬ。  
徐行とは、10km以下